

第17回住民記録システム等標準化分科会後におけるご意見・ご質問（印鑑）

No.	ご意見	回答・対応方針
1	<p>・10.1 EUC機能ほか</p> <p>【修正前】なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。</p> <p>【修正後】なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリスト（印鑑登録システム）にないデータ項目であっても、データソースの対象とする。</p> <p>【理由】住民記録システムか他業務か、どちらの基本データリストを指しているか不明瞭であるため。</p> <p>※住基と同様意見</p>	<p>以下に修文いたします。</p> <p>「印鑑登録システムの基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とする。」</p>